

平成 29 年度新規開所等保育施設事業者向け説明会

日付：平成 29 年 1 月 26 日（木）

時間：10:00～16:15

会場：神奈川県民ホール大会議室

次 第

1 開会

2 議事

- 1 施設・事業を運営する際の留意事項について……………別冊資料
- 2 認定・利用調整、利用決定後の手続き……………資料Ⅰ
- 3 連携施設の設定について……………資料Ⅰ
- 4 地域型保育事業から連携施設への進級について……………資料Ⅰ
- 5 重要事項説明・運営規程・利用契約書等について……………資料Ⅰ
- 6 業務管理体制の整備……………資料Ⅰ
- 7 保育に必要な職員配置について……………資料Ⅰ
- 8 請求事務の概要……………資料Ⅰ
- 9 利用者負担……………資料Ⅰ
- 10 保育時間の考え方……………資料Ⅰ
- 11 公定価格・向上支援費……………資料Ⅱ
- 12 処遇改善等加算等……………資料Ⅲ
- 13 障害児等保育……………資料Ⅰ
- 14 延長保育……………資料Ⅰ
- 15 一時保育……………資料Ⅰ
- 16 休日保育……………資料Ⅰ・Ⅱ
- 17 事務連絡

※特段記載の無い限り平成 28 年度現在の内容であり、平成 29 年度においては変更となる場合があります。

3 閉会

◆お問い合わせ先

本説明会に関するお問い合わせは、次の担当までご連絡くださるようお願いいたします。

	議事内容	お問い合わせ先	
		担当課	電話番号
1	施設・事業を運営する際の留意事項について	保育・教育人材課	045-671-2397
2	認定利用調整・利用決定後の手続き	保育・教育運営課 支給認定・利用調整	045-671-3990
3	連携施設の設定について	こども施設整備課	045-671-4154
4	地域型保育事業から連携施設への進級について	保育・教育運営課 支給認定・利用調整	045-671-3990
5	重要事項説明・運営規定・利用契約書等について	保育・教育運営課 運営指導係	045-671-3564
6	業務管理体制の整備		
7	保育に必要な職員配置について		
8	請求事務の概要	保育・教育運営課 給付担当	045-671-4466
9	利用者負担・補足給付	保育・教育運営課 運営指導係	045-671-3564
10	保育時間の考え方		
11	公定価格・向上支援費*	保育・教育運営課 給付担当	045-671-4466
12	処遇改善等加算等*		
13	障害児等保育	保育・教育運営課 運営調整係	045-671-2396
14	延長保育*	保育・教育運営課 給付担当	045-671-4466
15	一時保育	保育・教育運営課 運営指導係	045-671-3564
16	休日保育		
	*：制度に関するお問合せ		

◆本日の説明会資料のアップロード先（運営規程等のひな形もこちらにアップします。）

・横浜市子ども・子育て支援新制度 事業者の皆様へ(横浜市ウェブページ)

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/shien-new/jigyosha/>

◆その他、参考になるウェブページ

・新制度全般(内閣府ウェブページ)

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/>

平成29年 1 月 26 日

保育施設・事業所 各位

こども青少年局保育・教育運営課
給付・支給認定担当課長

給付費等請求に係る調査について（依頼）

本市の保育教育行政にご協力いただき、ありがとうございます。

平成29年度より子ども・子育て支援新制度での給付が始まりますが、給付費等請求における審査結果通知書の送付先や月々の給付費等の振込先口座、その他請求関係に係る郵便物の送付先を把握するため、本調査を実施することにいたしました。

つきましては、御多忙のところ恐縮ですが、「給付費等請求に係る回答用紙」を下記の要領でご提出していただくよう宜しくお願い申し上げます。

なお、調査についてご不明な点がありましたら、下記の担当先までお問い合わせください。

1 「給付費等請求に係る回答用紙」の様式について

下記の HP アドレスから「審査結果のお知らせの送付先について」をダウンロードし、裏面の記入例を参考にしていただくようお願いいたします。

HPアドレス：<http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/shien-new/seikyujimu.html>

2 回答先について

必要事項を入力した様式を郵送もしくはEメールにて提出してください。

郵送先：〒231-0017 横浜市中区港町1-1

横浜市こども青少年局 保育・教育運営課 給付担当

Eメール提出先：kd-shinsa@city.yokohama.jp

3 給付費等請求に係る回答用紙の提出期限

平成29年 2 月 28 日 (火)

担当 横浜市こども青少年局保育・教育運営課給付担当
村上、加藤、新宮

TEL 045-671-4466

平成 29 年 1 月 26 日

給付費等請求に係る回答用紙

施設・事業所番号		施設所在区	中区
施設名	〇〇保育園		

1 審査結果のお知らせ（請求書案含む）の送付先アドレスについて

フリガナ	ケーディーハイフンエスエイチアイエヌエスエーイチ アットマーク シーアイティーワイドット ワイ オーケーオーエイチエーエムエードット ジェイピー		
e-mail	kd-shinsa@city.yokohama.jp		
担当者名	横浜 花子	電話	045-671-4466
		FAX	045-663-1801

2 振込先口座について(通帳の名義のとおりにご記入ください。)

請求者・ 役職・氏名	社会福祉法人A 理事長 横浜 太郎								
金融機関名	横浜銀行	支店名	市庁舎支店						
預金種目	1 普通 2 当座 (○で囲んでください。)	口座番号	1	2	3	4	5	6	7
(カタカナ)	シャカイフクシホウジンエー リジチョウ ヨコハマ タロウ								
口座名義	社会福祉法人A 理事長 横浜 太郎								

3 その他請求関係に係る郵送物送付先について(該当するどちらかの□にレ点をお付けください。)

(1) 施設・事業所住所への送付を希望します。

施設・事業所住所	〒231-0017 横浜市中区港町1-1
----------	-------------------------

(2) 施設・事業所住所以外(法人本部等)への送付を希望します。

(施設・事業所住所以外への送付を希望する場合、送付先をご記入ください。)

住所	〒 —
(法人名)	
担当者氏名	

4 請求事務担当者 (請求事務担当者様のお名前、連絡先をご記入ください。)

担当者名	横浜 二郎	電話	045-671-4466
		FAX	045-663-1801
e-mail	kd-kyufu@city.yokohama.jp		

子ども・子育て支援新制度における休日保育 意向確認書

平成 29 年 4 月 1 日より「休日保育」及び「休日一時保育」を実施する施設・事業所は、
以下をご記入のうえ、平成 29 年 2 月 8 日（水）までに

F A X（0 4 5 - 6 6 4 - 5 4 7 9）または

郵送（〒231-0017 横浜市中区港町 1 - 1）にて

こども青少年局保育・教育運営課 休日保育・休日一時保育担当あてにご提出ください。

また、実施しない施設・事業所におかれましても、「休日保育」・「休日一時保育」を実施する場合の課題等ご意見がございましたら、ご提出をお願いいたします。

施設所在 区名： 区	施設名：
	法人名：
	確認書記入担当者名：
	連絡先電話番号： ※確認書の内容について、ご連絡する場合があります。

※ 子ども・子育て支援新制度における「休日保育」（以下「休日保育」）及び「休日の一時保育」（以下「休日一時保育」）の実施について、以下の設問にご回答ください。

設問 1 平成 29 年 4 月 1 日から、「休日保育」・「休日一時保育」を実施しますか。

- 「休日保育」・「休日一時保育」両方を実施する →（設問 2、3、4、6 へ）
 「休日保育」のみ実施する →（設問 2、3、6 へ）
 「休日一時保育」のみ実施する →（設問 4、6 へ）
 「休日保育」・「休日一時保育」両方を実施しない →（設問 5、6 へ）

設問 2 「休日保育」の利用児童数（1 日に受け入れできる児童数＝定員）は、何人程度ですか。

※ 「休日一時保育」の利用児童数は含みません。

（ ）人程度

設問 3 「休日保育」の開所時間、保育時間（8 時間）、保育時間（11 時間）をご記入ください。

	開始時刻	終了時刻
開所時間	：	：
保育時間（8 時間）	：	：
保育時間（11 時間）	：	：

次ページへ

子ども・子育て支援新制度における休日保育 意向確認 (2 ページ目)

【参考】

開所時間 …… 延長保育の時間帯を含めた、利用可能な時間帯です。

保育時間(8時間) …… 短時間認定の子どもの最大で利用可能な時間帯です。子どもの生活リズムや保育カリキュラムを考慮し、概ね児童全員がそろって保育を受ける時間帯としてもらうことを基本とします。

保育時間(11時間) …… 標準時間認定の子どもの最大で利用可能な時間帯で、保育時間(8時間)を含む11時間です。

設問4 「休日一時保育」の開所時間をご記入ください。

※「休日保育」とあわせて実施する場合は、11時間開所を原則としますが、「休日一時保育」のみ実施の場合は、最低限8時間は開所してください。

	開始時刻	終了時刻
開所時間	:	:

設問5 「休日保育」「休日一時保育」について、「実施する場合の課題」等がございましたら、ご記入ください。

設問6 「休日保育」「休日一時保育」について、ご意見等ございましたら、ご記入ください。